

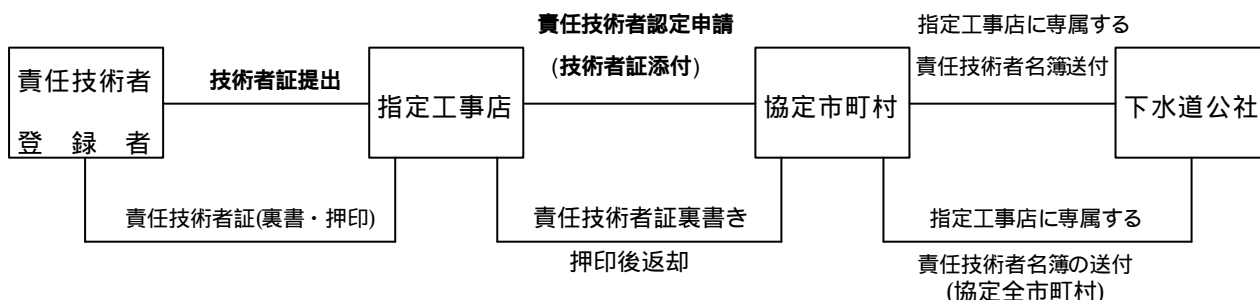
## 下水道排水設備工事責任技術者の皆様へ

### 下水道排水設備工事責任技術者に関する各種手続きが変わります

財団法人福島県下水道公社下水道排水設備工事責任技術者試験等実施規程，財団法人福島県下水道公社下水道排水設備工事責任技術者試験等実施要綱及び下水道排水設備工事責任技術者事務マニュアルの改正に伴い、下水道公社と協定している市町村（以下「協定市町村」）における以下の各種手続きが平成14年8月1日から変わります。

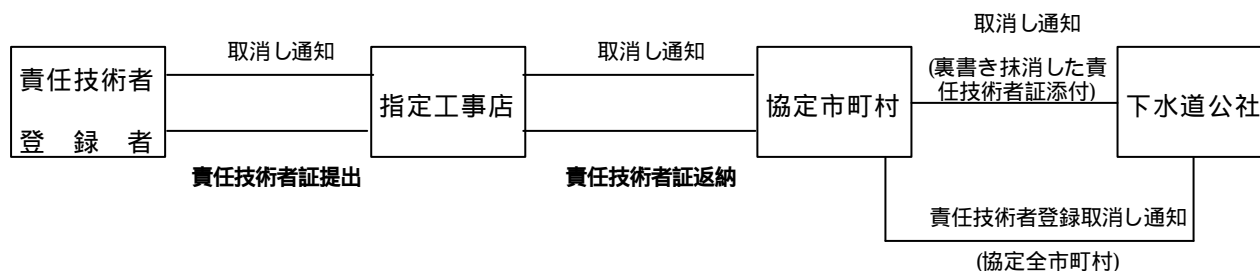
#### （1）市町村における指定工事店の責任技術者認定について

指定工事店の専任技術者として登録される責任技術者は、責任技術者証を指定工事店経由で協定市町村担当課に提出することになります。なお、協定市町村による技術者証の裏書き及び押印は従来通り必要です。



#### （2）責任技術者資格取消しについて

協定市町村の下水道条例違反等により責任技術者としての資格を取り消された者は、県内全ての協定市町村の責任技術者としての資格を失います。



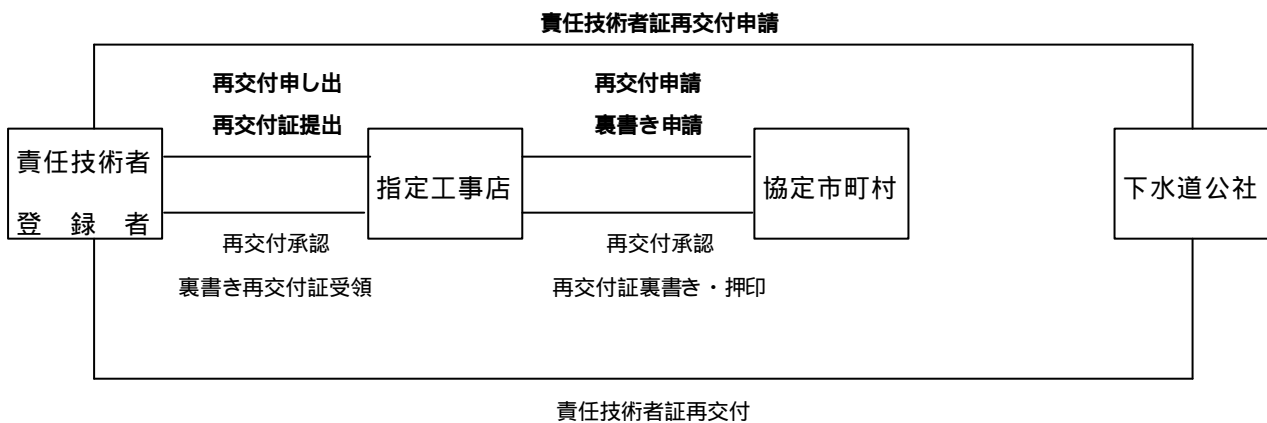
### (3) 責任技術者証の再交付について

市町村に専任技術者登録を行っている方は、「責任技術者証再交付申請書」(様式7)に再交付手数料3,000円の払込受領証又はその写しを貼付し、必要事項を記入し、登録しているすべての市町村から証明をもらってから、下水道公社に直接提出するようになります。(郵送可)

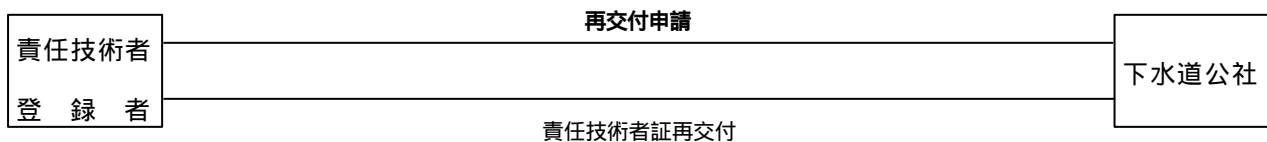
この場合、最近3ヶ月以内に撮影した写真及び、運転免許証の写し又は身分証明書の写しを添付する必要があります。また、郵送の場合は80円切手を貼った長形3号(120×235)封筒に返信先を書いて同封すること。

なお、市町村に専任技術者登録を行っていない方は、市町村の証明は必要ありません。

#### 再交付(指定工事店登録者)



#### 再交付(指定工事店未登録者)



各種届出・申請様式も変わりましたので、各市町村下水道担当窓口でお問い合わせ、または下水道公社ホームページ (<http://www.fspc.or.jp>) をご覧ください。